

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの
当法人は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

（2）固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
- ③ リース資産
当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

（3）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

（4）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（5）退職給付引当金の計上基準

- ① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ② 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

（6）役員退職慰労引当金の計上基準

当法人は、役員及び評議員の退職慰労金の支払いに備えるために、期末時の在任期間に応じた要支給額を役員退職慰労引当金に計上している。

（7）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、最終改正令和元年 5 月 7 日厚生労働省令第 1 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合

には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(8) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が運営する「共済会退職手当金給付事業」に加入している。

(注) 就業規則第 2 条に規定する正規職員及び常勤的パートタイマー職員

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(6)に記載するそれぞれの事業区分において、主として社会福祉事業または収益事業を実施する拠点区分を運営しているため、(1)～(5)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位計算書類(会計基準省令第 1 号第 1 様式、第 2 号第 1 様式、第 3 号第 1 様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 2 様式、第 2 号第 2 様式、第 3 号第 2 様式)
- (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)
- (4) 収益事業区分における拠点区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)
- (5) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第 1 号第 4 様式、第 2 号第 4 様式、第 3 号第 4 様式)
- (6) 当法人が運営するそれぞれの事業区分における各拠点区分と当該拠点区分において実施するサービス区分の内容
(社会福祉事業区分)

ア 法人本部拠点

「法人本部」

イ 障害者支援施設 富岳の園拠点(社会福祉事業)

「施設入所支援 富岳の園」

- 「生活介護 富岳の園」
- 「短期入所 富岳の園」
- 「就労継続支援B型（入所） 富岳の園」
- 「就労継続支援B型（通所） アークビレッジ富岳」
- 「障害者日中一時支援」（公益事業）
- ウ 障害者支援施設 エイブル富岳拠点（社会福祉事業）
 - 「施設入所支援 エイブル富岳」
 - 「生活介護 エイブル富岳」
 - 「短期入所 エイブル富岳」
 - 「障害者日中一時支援」（公益事業）
 - 「障害児（者）地域療育支援センター」
 - 「障害者サポートセンターふがく」
 - 「障害児相談支援事業」
 - 「特定相談支援」
- エ 障害者支援施設 富岳の郷拠点（社会福祉事業）
 - 「施設入所支援 富岳の郷」
 - 「生活介護 富岳の郷」
 - 「短期入所 富岳の郷」
 - 「障害者日中一時支援事業」（公益事業）
 - 「地域相談支援」
 - 「特定相談支援」
 - 「障害児相談支援」
 - 「市町相談支援」
 - 「発達障害者支援センター機能強化事業」（公益事業）
- オ 障害福祉サービス事業 富岳フレンドハウス拠点（社会福祉事業）
 - 「共同生活援助 富岳フレンドハウス」
 - 「共同生活援助 富岳ビラ」
 - 「共同生活援助 第二富岳ビラ」
 - 「共同生活援助 第三富岳ビラ」
 - 「共同生活援助 富岳ビラ・セルプ」
 - 「共同生活援助 富岳富士見ハイム」
 - 「共同生活援助 富岳中山ハイム」
 - 「共同生活援助 富岳グリーンハウス」
 - 「共同生活援助 富岳神山ハイム」
- カ 障害福祉サービス事業 セルプ・アムール拠点（社会福祉事業）
 - 「就労継続支援A型 セルプ・アムール」
- キ 障害児通所支援事業 富岳学園拠点（社会福祉事業）

- 「児童発達支援センター 富岳学園」
- 「放課後等デイサービス 富岳学園」
- 「障害児日中一時支援事業 富岳学園」(公益事業)
- 「保育所等訪問支援 富岳学園」
- ケ 障害児通所支援事業 富岳裾野学園拠点 (社会福祉事業)
 - 「児童発達支援センター 富岳裾野学園」
 - 「放課後等デイサービス 富岳裾野学園」
 - 「障害児日中一時支援事業 富岳裾野学園」(公益事業)
 - 「保育所等訪問支援 富岳裾野学園」
- コ 富岳保育園拠点 (社会福祉事業)
 - 「富岳保育園」
 - 「富岳保育園放課後児童室」(公益事業)
- サ 富岳台保育園拠点 (社会福祉事業)
 - 「富岳台保育園」
- シ 富岳南保育園拠点 (社会福祉事業)
 - 「富岳南保育園」
 - 「富岳南保育園放課後児童室」
- ス 富岳キッズセンターあい拠点 (社会福祉事業)
 - 「富岳キッズセンターあい」
- セ 指定介護老人福祉施設 富岳一ノ瀬荘拠点 (社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘」
 - 「指定短期入所生活介護 富岳一ノ瀬荘」
 - 「指定地域密着型通所介護 富岳中川原ホーム」
 - 「裾野市地域包括支援センター (地域包括支援センター)」(公益事業)
 - 「裾野市地域包括支援センター (指定介護予防支援事業)」(公益事業)
- ソ 指定介護老人福祉施設 オレンジシャトー富岳拠点 (社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム オレンジシャトー富岳」
 - 「指定短期入所生活介護 オレンジシャトー富岳」
 - 「指定通所介護 富岳ギャザーホーム」
 - 「指定訪問介護 ヘルパーステーション富岳」
 - 「指定居宅介護支援事業 富岳リリーフセンター」(公益事業)
 - 「御殿場市地域包括支援センター富岳 (地域包括支援センター)」(公益事業)
 - 「御殿場市地域包括支援センター富岳 (指定介護予防支援事業)」(公益事業)
- タ 指定介護老人福祉施設 富岳ダイヤモンドライフすその拠点 (社会福祉事業)
 - 「特別養護老人ホーム 富岳ダイヤモンドライフすその」
 - 「指定短期入所生活介護 富岳ダイヤモンドライフすその」

「介護職員初任者研修」(公益事業)

チ ケアハウス 富岳エメラルドパレス拠点 (社会福祉事業)

「ケアハウス 富岳エメラルドパレス」

(収益事業区分)

ア 富岳太鼓拠点 (収益事業)

「富岳太鼓」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の 種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	563,157,780	0	0	563,157,780
建物	3,084,956,482	1,373,908,459	430,990,374	4,027,874,567
合計	3,648,114,262	1,373,908,459	430,990,374	4,591,032,347

増加額うち、定款変更にかかるものは以下の通り

建物(御殿場市神山1940番地7、28 富岳の郷) 1,367,709,519円

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 会計基準省令第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 会計基準省令第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた
固定資産の除売却に伴う取崩額

建物	《エイブル富岳》		
	園舎取壊しに伴う取崩額	76,059,200円	
	《富岳の郷》		
	園舎取壊しに伴う取崩額	37,677,173円	
	《富岳南保育園》		計
	冷暖房の廃棄に伴う取崩額	1円	113,736,374円
構築物	《エイブル富岳》		
	外構工事他3件の廃棄に伴う取崩額		4円
機械及び装置	《セルプ・アムール》		
	冷凍冷蔵庫の廃棄に伴う取崩額		1円
車輛運搬具	該当する事項は無い。		

器具及び備品	《富岳の園》		
	紙オムツ処理機他 4 台の廃棄に伴う取崩額	5 円	
	《エイブル富岳》		
	薬棚他 1 台の廃棄に伴う取崩額	2 円	
	《富岳の郷》		
	カーテレビ他 1 台の廃棄に伴う取崩額	2 円	
	《富岳一ノ瀬荘》		
	全自動ガス乾燥機の廃棄に伴う取崩額	1 円	
	《オレンジシャトー富岳》		
	食器消毒保管庫の廃棄に伴う取崩額	1 円	
	《富岳ダイヤモンドライフすその》		
	ベッド他 3 台の廃棄に伴う取崩額	27,750 円	
	《富岳エメラルドパレス》		
	AED スタンド型収納の廃棄に伴う取崩額	1 円	計 27,762 円

7. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）富岳の郷	1,333,193,644 円
建物（基本財産）富岳ダイヤモンドライフすその	1,020,225,587 円
建物（基本財産）富岳エメラルドパレス	277,673,789 円
建物（その他固定資産）富岳の郷	13,871,783 円
計	<u>2,644,964,803 円</u>

(2) 担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳の郷	547,428,000 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳ダイヤモンドライフすその	842,000,928 円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	
富岳エメラルドパレス	229,247,072 円
計	<u>1,618,676,000 円</u>

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額、期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	7,283,924,938	3,256,050,371	4,027,874,567
建物	124,685,369	103,498,114	21,187,255
構築物	517,400,662	229,151,198	288,249,464
機械及び装置	93,940,619	40,047,567	53,893,052
車輛運搬具	202,395,571	183,808,363	18,587,208
器具及び備品	619,600,376	411,730,111	207,870,265
有形リース資産	65,383,332	55,519,474	9,863,858
合計	8,907,330,867	4,279,805,198	4,627,525,669

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	343,058,380	3,723	343,054,657
未収金	2,631,061	0	2,631,061
立替金	203,304	0	203,304
合計	345,892,745	3,723	345,889,022

10. 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	7,148,168 円	2,812,303 円
② 長期前払費用からの振替額	4,758,901 円	2,824,218 円
貸借対照表計上額	<u>11,907,069 円</u>	<u>5,636,521 円</u>

(2) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

電動リモートコントロールベッド等（器具及び備品）である。

(イ) 無形リース資産の内容

利用者管理ソフト（ソフトウェア）である。

(ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（2）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 人件費積立金（富岳学園）

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発・社援発・老発第 0312001 号、最終改正平成 29 年 3 月 29 日、雇児発 0329 第 5 号・社援発 0329 第 47 号・老発 0329 第 31 号、以下「雇児発第 0312001 号」という。）に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

② 人件費積立金（富岳保育園、富岳台保育園、富岳南保育園）

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

雇児発 0903 第 6 号、最終改正平成 30 年 4 月 16 日子発 0416 第 3 号、以下「経理等通知」という。) の 1 の (6)①に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の 1 及び『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」

(平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第 1 号、以下「雇児保発 0903 第 1 号通知」という。) の 5 に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

③ 施設整備等積立金 (富岳学園)

「雇児発第 0312001 号」に規定されている将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

④ 保育所施設・設備整備積立金 (富岳保育園、富岳台保育園、富岳南保育園、富岳キッズセンターあい)

「経理等通知」の 1 の (6)②に規定されている将来発生が見込まれる保育所の建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、「経理等通知」の 1、「雇児保発 0903 第 1 号通知」の 5、及び『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」(平成 27 年 9 月 3 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知雇児保発 0903 第 2 号、最終改正平成 29 年 4 月 6 日雇児保発 0406 第 1 号、以下「雇児保発 0903 第 2 号通知」という。) の (問 8) に基づき、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳保育園の園舎改築費に充てるために富岳保育園において 5,000,000 円を取り崩している。

⑤ 工賃変動積立金 (富岳の園)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長通知 雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号、最終改正平成 31 年 3 月 29 日子総発 0329 第 1 号・

社援基発 0329 第 3 号・障障発 0329 第 5 号・老総発 0329 第 2 号、以下「運用上の留意事項」という。)の別紙 19 の(3)アにおいて設定することができるとされた、毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備えて積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に際して、予め理事会の承認を得た上で取崩すものである。

⑥ 設備等整備積立金（セルフ・アムール）

「運用上の留意事項」の別紙 19(3)イにおいて設定することができるとされた、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に際して、予め理事会の承認を得た上で取崩すものである。

なお、当年度において、ソフトウェア及びエアコン取得費に充てるため 1,400,000 円を取り崩している。

⑦ 修繕積立金（本部、富岳の園、富岳フレンドハウス、富岳学園、富岳一ノ瀬荘、オレンジシャトー富岳、富岳太鼓）

将来発生が見込まれる当該施設の建物等の修繕に要する支出のために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取崩すものである。

なお、当年度において、エイブル富岳の園舎解体費に充てるためエイブル富岳において 10,000,000 円、富岳の郷の園舎解体費に充てるため富岳の郷において 10,000,000 円、また、ボイラーの修繕費に充てるため富岳一ノ瀬荘において 1,300,000 円を取り崩している。

⑧ 施設建替資金積立金（富岳一ノ瀬荘）

将来の施設建て替えに必要な資金に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、富岳の郷の改築費に充てるため、エイブル富岳において 46,000,000 円、富岳の郷において 39,000,000 円を取り崩している。

⑨ 施設整備等積立金（本部、富岳の園、富岳の郷、富岳フレンドハウス、富岳学園、富岳裾野学園、富岳一ノ瀬荘、オレンジシャトー富岳、富岳ダイヤモンドライフすその）

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改

善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、上記の支出に充てる際に、理事会の承認により取り崩すものである。

なお、当年度において、法人本部において土地取得費に充てるため 48,000,000 円を取り崩している。また、オレンジシャトー富岳において空調設備及びナースコールの取得費に充てるため 4,500,000 円を取り崩している。

以 上